

Ⅲ 推進施策

施策の方向 1 子どもの相談及び救済の充実

<p>【推進施策 1】</p> <p>子どもがいつでも安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。相談機関の広報については、子どもに分かりやすく、親しみのある内容になるよう工夫し実施します。子ども自身がいじめや体罰等を受けたときには、SOSを発信できるよう支援します。</p>	
1	<p>子どもが安心して気軽に相談できるよう学校や地域の相談窓口の体制や環境を整備・充実するよう努めます。</p> <p>さらに、人権オンブズパーソンとの連携を図るよう努めます。</p> <p>(人権オンブズパーソン、児童・青少年電話相談、教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル、スクールカウンセラー、学校巡回カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のかけはし相談員、インターネット問題相談窓口、区役所こども相談窓口、思春期保健相談ほか)</p>
2	<p>子どもに直接配付している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともに、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。</p>
3	<p>人権オンブズパーソンが身近に相談できる機関として子どもに周知されるよう学校、施設、地域に出向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。</p> <p>(電話・面接相談、巡回相談、子ども教室ほか)</p>
<p>【推進施策 2】</p> <p>子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益確保の原則に基づき、権利擁護のための必要な支援を行います。そのため、人権オンブズパーソン、児童相談所、区役所の機能等を充実させるとともに一時保護所や児童養護施設をはじめとした施設整備を進めます。</p>	
4	<p>学校をはじめとした公的機関は、子どもの権利擁護のための適正手続を確保します。</p>
5	<p>子どもの最善の利益を確保するため、人権オンブズパーソンの相談・救済機能等の充実に努めます。</p>

〈子どもへの支援〉

6	子ども自身が住んでいる身近な地域において安心して気軽に相談でき支援が受けられるよう、区役所に設置したこども支援室の充実に努めます。	〈子どもへの支援〉
7	児童相談所3か所体制の機能強化、一時保護所の環境整備、児童養護施設の整備推進、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。さらに、施設退所後のケアにも努めます。	
<p>【推進施策 3】</p> <p>障がいのある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども、施設や病院で生活している子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、虐待を受けた子どもやDV被害者の子どもへの支援施策の積極的な推進を図っていきます。</p>		
8	発達障がいを含む障がいのある子どもの専門的な支援を行なうため施設整備及び精神衛生外来診療を実施します。	〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉
9	こころの健康相談について専門医等との連携を図り思春期外来診療を実施します。また、学校における心の健康相談を実施します。	
10	<p>施設や病院等で生活している子どもに対する措置や治療に関し子ども自身が理解できるよう十分説明するとともに、子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施するよう努めます。</p> <p>そのために必要な情報提供や学習・文化へのアクセス機会を確保するよう努めます。</p>	
11	<p>多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。</p> <p>特に、相談カード配布時の説明を分かりやすくし、実際の相談においても日本語指導等協力者の派遣や母語での相談が可能となるよう環境整備を進めます。</p>	
12	川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。さらに、不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンド等の充実を図るとともに情報交換や研修を行います。	

13	要保護児童対策地域協議会をとおして、子どもの相談・救済体制の整備を進めます。	〈個別の支援を必要とする子どもへの支援〉
14	川崎市DV被害者支援基本計画に基づいて、DV被害者の子どもへの支援施策を積極的に推進していきます。	
15	児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努力します。	
16	個別の支援を必要とする子どもに関わる取り組みを充実します。	
【推進施策 4】 子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めます。		
17	子どもの権利や子どもの相談・救済に関する認識を深めるため、保護者、市民、民生委員、人権擁護委員、教職員、行政職員などおとなを対象とした情報提供、学習機会、研修等を充実します。	〈子どもの権利を保障する担い手への支援〉
18	母子健康手帳の交付及び両親学級の開催を通じて子どもの権利の広報啓発を進めます。また保育園・幼稚園、さらに子育て支援センター等において子どもの権利についての保護者への周知を図ります。	
【推進施策 5】 学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内外で速やかに対応できるような体制を整備します。		
19	市内全校の教職員を対象に人権尊重教育研修を実施する等、子どもの権利や子どもの相談・救済に関する意識向上を図ります。 そうした活動を通して、あらためて体罰の禁止を徹底します。	

20	<p>学校巡回カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充する等教職員を支える体制をつくります。</p> <p>また、区を単位とした学校支援を強化するとともに、人権オンブズパーソンや児童相談所等と連携し、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。</p>	〈担い手への支援〉
<p>【推進施策 6】</p> <p>区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子ども自身と子育て中のおとなが安心して相談できる体制を一層充実させ子どもへの権利侵害の防止に努めます。</p>		
21	<p>子ども自身が安心して気軽に相談できるよう子どもに関する相談体制の充実を図るとともに、保護者等への支援を強化します。</p> <p>また、区を単位とした学校支援を強化します。</p>	〈子どもの生活に即した身近な相談機関の充実〉
22	<p>男女平等かわさき条例に基づいて、妊娠・出産からの育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実させます。</p> <p>それとともに、子育てがづらい等問題を抱えている保護者を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実させます。</p>	
23	<p>虐待予防や発達障がいがある子どもへの早期支援につなげるためにも、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに受診しない子どもの状況把握に努めます。</p> <p>また、母子健康指導者研修を実施して、養育にかかる相談機能を強化し、乳幼児の健やかな成長を支援します。</p>	
24	<p>子どもの成長を連続的に支援するための保育園・幼稚園・小学校の連携をより一層進めます。</p>	
25	<p>こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、区役所との連携を進めます。</p>	
26	<p>児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業を進めます。</p>	

【推進施策 7】		人権オンブズパーソン機能の充実
人権オンブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保をするよう、相談・救済機能などを充実します。		
27	子ども相談カードの配布、リーフレット、ホームページ等の子ども向け広報を充実します。	
28	身近に相談できる機関として、子どもに周知されるよう学校、施設、地域に向き、相談及び広報・啓発活動の充実を図ります。 (電話・面接相談、巡回相談、子ども教室ほか)	
29	人権オンブズパーソン制度の機能強化に向けて、関係機関との交流、意見交換に努め、分かりやすい活動報告の作成に努めます。	
30	子どもの人権侵害について早期に対応し解決を図るため、関係機関・団体等との連携の充実を図ります。	